

業務指示書

コソボ国大気汚染対策能力向上プロジェクト詳細計画策定調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月31日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) 第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人 (補強を含む。) となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」 (平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) の翌日以降から、契約相手確定日 (契約交渉順位決定日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日 (契約交渉順位決定日) の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) 以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：大気汚染対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任者／煙道排ガス測定1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：大気汚染対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コソボ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 大型固定発生源対策/測定データ活用】

- 1) 類似業務の経験：大気汚染対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンボ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 大気汚染対策1】

- 1) 類似業務の経験：大気汚染対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月9日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任者/煙道排ガス測定1

大型固定発生源対策/測定データ活用

大気汚染対策1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.39 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月30日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
 コソボ国大気汚染対策能力向上プロジェクト詳細計画策定調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---|------------|-----|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small> | (30.00) | |
| ①業務主任者の経験・能力 <small>業務主任者/煙道排ガス測定1</small> | (30.00) | () |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | |
| ウ) 語学力 | 5.00 | |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6.00 | |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| ②副業務主任者 | (-) | () |
| カ) 類似業務の経験 | - | |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | |
| ク) 語学力 | - | |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | |
| コ) その他学位、資格等 | - | |
| ③体制、プレゼンテーション | () | () |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small> | - | |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 大型固定発生源対策/測定データ活用 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 大気汚染対策1 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 5.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

Kosovo 共和国（以下、「 Kosovo 」という。）では、発電や暖房における主要なエネルギー源を低質の褐炭に大きく依存することから都市部における大気汚染が深刻な環境問題となっており、市民の健康への影響が懸念されている。 EU 支援により大気環境測定機材や環境ラボ機材が導入されたものの、その運用は必ずしも適切ではなく、大気環境測定データは未整備であり、大気環境の把握は十分に行われていない。大気汚染の発生源に関しては、旧式の大型石炭火力発電所（ Kosovo A および Kosovo B ）が主要な汚染源として見做されているものの、先行する JICA 専門家派遣により初めてこれらの施設に対する排ガス測定技術の導入が試みられて、その大気汚染源としての実態の把握が始まった段階である。また、市街地におけるその他の大気汚染発生源の実態は把握されていないのが現状である。

2008 年の独立宣言以降、復興にあたり社会インフラ整備に重点をおいてきたことから、環境への取り組みが遅れている状況にあり、 EU 加盟を目指す現在、特に EU の環境基準を満たすことを前提とした環境対策が急務となっている状況である。

環境空間計画省（ Ministry of Environment and Spatial Planning : MESP ）は、大気環境管理に必要な法令の制定や関連計画の策定に取り組み、2011 年には「 Strategy and Action plan on Air Quality 」を策定している。現在は、 EU エネルギー条約加盟の前提として「 国家排出削減計画（ NERP ） 」の策定が求められており、今後は国の資源や他ドナーからの支援を踏まえながら環境課題へ取組むことが必要とされている。 NERP は、大型固定発生源（ Large Combustion Plant: LCP, 300MW 以上のもの ）におけるダスト、 SO₂、 NO_x が、 EU 排出基準（ Emission Limit Values: ELVs ）を達成することを基本としている。かかる状況において、2013 年には NERP 策定に向けたロードマップの準備を通じた MESP 環境保護課の能力強化を支援するためのアドバイザー型専門家派遣にかかる要請がなされた。

しかし、要請内容があまりにも広範に亘るため、要請元である MESP より 2 名の職員を 2014 年 JICA の TIC（東京国際センター）大気環境管理キャパシティ・ビルディング研修事業に招聘した。研修コースにおける Action Plan(AP)作成を通じて、問題課題の分析、絞り込みを行った。同職員は研修コース AP として NERP のロードマップの策定を行った。そして、 JICA 地球環境部と同職員は研修コース AP に基づき、意見交換を行い、研修コース AP の実施支援として、要請専門家派遣の活動内容を、大型固定発生源における煙道排ガス測定関連分野での技術能力強化とすることに、大筋で合意した。

2015 年 4 月実施の JICA 地球環境部コンタクト・ミッションにおいて、専門家活動内容の詳細を協議した結果、煙道排ガス測定専門家（2名）と大型固定発生源排ガス測

定データ活用専門家（1名）からなる計3名の専門家の2度の派遣を行うことに合意した。この合意に基づき、JICAは「大気汚染対策アドバイザー」（2015年10月～2016年5月）（先行案件）で上記3名の専門家を派遣し、煙道排ガス測定技術の技術移転を実施した。

一方、2015年7月にコソボ政府より我が国に対し、大気汚染対策の能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「大気汚染対策能力向上プロジェクト（以下、本技術協力プロジェクト）」の要請がなされ、これが採択された。この度、本技術協力プロジェクトの詳細計画策定調査を実施するものである。加えて、上記NERP策定や排出削減対策の検討の喫緊の課題として、火力発電所のKosovo A及びKosovo Bにおける煙道排ガス測定は切れ目なく持続的に行われる必要性があり、先行案件においてコソボ側からは、今年度における排ガス測定の継続への支援に強い要望が示された。したがって、上記の事情に鑑み、本詳細計画策定調査において、R/D案作成に加え、コソボ側の排ガス測定への技術的支援も実施する。

2. プロジェクトの概要

主な概要は、NERPの策定支援、大気環境行政全般の技術における能力強化の支援（排出インベントリ（Emission Inventory: EI）の整備、大気環境モニタリングの強化及びシミュレーション技術の能力強化等）を想定しているが、詳細は本調査にて、先方政府と協議の上、決定する。以下は、要請書の概要であり、先方政府との協議を通じて、見直しを行うことを前提とする。

(1) 上位目標

コソボにおいて、技術的な検証に基づく、実行性のある環境政策の立案・実施が行われる。

(2) プロジェクト目標

コソボにおける主要な発生源の管理のための技術的な能力が強化される。

(3) 期待される成果

- 【成果1】 主要固定発生源におけるEIが作成される。
- 【成果2】 EIの整備に係るコソボ側の理解及び技術が向上する。
- 【成果3】 排ガス測定技術が移転される。
- 【成果4】 主要固定発生源における排出削減対策が策定される。
- 【成果5】 大気環境モニタリング活動が持続的に継続される。
- 【成果6】 関連する環境ラボ分析技術が移転される。
- 【成果7】 大気汚染物質のシミュレーションモデルの技術移転が行われる。

(4) 活動の概要

上記成果 1~7 に関連するコソボ側の対処能力強化を想定しているが、先方政府と協議の上、決定する。

(5) 業務対象都市

コソボ、プリシュティナ市及び周辺地域（ハニ エルジット、ドレナス）

(6) 相手国実施機関

環境空間計画省（MESP）

3. 業務の目的

本業務は、コソボにおける大気汚染対策能力の向上を目指す本技術協力プロジェクトに関し、詳細計画策定調査において必要な情報の収集と分析を行い、キャパシティ・アセスメントを実施し、それに基づき、プロジェクトの活動内容に関する提案を行い、JICA 及び先方カウンターパート（C/P）機関による詳細計画の策定と関係者との R/D 協議を通じて、コソボ側との合意形成を支援することを目的とする。同時に先行案件で交わされた MOU に従い、Kosovo A 及び Kosovo B における排ガス測定のための技術的支援をコソボ側に対して実施する。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針および留意事項

(1) 段階的な計画策定及び事業実施、JICA との情報共有・連絡調整

本業務は、本技術協力プロジェクトの詳細計画策定に必要な支援業務を行うものである。なお詳細計画策定調査の全体スケジュールは下記 6. 業務の内容のとおり予定している。本技術協力プロジェクトの本体事業の協力期間は、詳細計画策定調査の結果を踏まえ決定する。

本業務の実施にあたっては、JICA 地球環境部及びバルカン事務所との密な情報共有及び定期的な連絡調整を行うこととし、特に本技術協力プロジェクトの事業内容を方向

付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち、JICA 関係部署による十分な検討と確認をとることとする。

(2) 本技術協力プロジェクトの重点

本技術協力プロジェクトの重点は、EU の環境基準を満たすことを前提とした主要大型固定発生源（主要な火力発電所）における排出削減を目指した NERP の策定と実施を支援、また大気環境行政全般における EI の整備、排ガスモニタリング、および、発生源対策の策定と実施に関わるコソボ側の能力強化を行うことを想定している。コソボ側は、NERP 適用開始時期を 2018 年から 2022 年に先送りすべく、EU 側と交渉する方向である。但し、大気環境モニタリングおよび大気環境シミュレーションモデルは、先方の要請書の成果に含まれており、かつ、重点支援項目の発生源対策の能力強化にとっても必要であるので、コソボ側の実情と要望にもとづいて、必要最小限の支援を行う。

発生源に関して、コソボ側の意図は、現在、移動発生源や市内の家庭暖房等の面的発生源が、市内大気環境に大きな影響を与えていると想定されることから、こうした発生源への対処能力強化も重視したい考えである。本技術協力プロジェクトでは、NERP に関連する大型固定発生源に重点を置くとしても、プリシュティナ市内の住民が大きな暴露を被ると想定される移動発生源や市内の家庭暖房等の面的発生源も、本調査の中で検討の対象とする。

(3) 火力発電所大気汚染対策

これまでのコソボ国の電力セクターにおける EU、世銀、USAID の支援の方向性は、老朽化した Kosovo A を停止し、Kosovo B はリハビリ、新たな大型発電所（Kosovo C）を民活により建設するというものである。しかしながら、現状では、Kosovo C 建設の具体化は遅れており、電力需要に応えるためには、Kosovo A の運用の継続が必要である。また、先行案件によって、Kosovo A の老朽化は否めないものの、排ガス状況においては、Kosovo B と比較して、特に劣るという訳ではなく、対処の可能性も示唆された。更に、コソボ側としては、Kosovo A、Kosovo B 共に NERP の対象施設として、ELVs 達成にむけて排ガス削減対策を行う方針である。コソボにおける大気汚染管理強化の観点から、これら主要発生源における排ガス削減対策（設備投資関連含む）の推進を支援する必要がある。

(4) 事業実施体制

大気環境行政や大気汚染対策においては、汚染源や汚染源対策が幅広い経済セクターに跨るために、環境行政当局に加えてエネルギー、交通、インフラなど様々なセクターの担当省庁との連携協調が必要となる。従って、案件要請元である C/P 機関に加えて、本調査に関連する関係機関との連携や役割分担を検討し、コソボ側の事業体制の構築の

支援を行う必要がある。

(5) 通訳・翻訳

本業務を実施するにあたり、コソボ側技術者とのコミュニケーションはアルバニア語で実施されることが望ましく（技術的文書もアルバニア語で記載されている）、英語—アルバニア語の通訳・翻訳を現地で備上することを認める。必要経費については本見積りに含めること。

6. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に確認の上、他団員と協力しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。詳細計画策定調査の全体スケジュールは、2016年10月上旬から2016年12月中旬までを予定している。

(1) 国内準備期間

- ① 要請書、先行案件「コソボ国大気汚染対策アドバイザー業務事業完了報告書」（2016年5月）等の関連報告書のほか、関連資料を分析し現状及び課題を整理する。
- ② 現地調査におけるキャパシティ・アセスメントの準備を行う。
- ③ 上記を踏まえ、調査方針、調査内容、調査工程案を検討し、業務計画書（和文）にまとめる。
- ④ 担当分野に係る PDM 案（和文、英文）、PO 案（和文、英文）及び事前事業評価表案（和文、英文）を JICA と協議の上、作成する。
- ⑤ 国内作業で把握した内容についての不足分を補うために実施機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑥ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間

- ① JICA バルカン事務所との打合せに参加する。
- ② 実施機関との協議に参加する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収し、関連情報を入手のうえ整理分析する。
- ④ キャパシティ・アセスメントの実施を行う。
- ⑤ JICA と協議しながら、PDM 案（英文）、PO 案（英文）の作成に協力する。
- ⑥ コソボ政府関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D 案及び M/M 案の締結に向けて、修正、取り纏めに協力する。
- ⑦ 煙道排ガス測定に係る技術的支援
ア. JIS 標準法に基づく、ダスト、SO₂、NO_x 等の煙道排ガス測定（サンプリング、

ラボ分析、データ評価)を実施するために先行案件で供与した機材がコソボ側で適切に使用されているか確認する。

- イ. C/P 機関と協議しながら、KEK 等の関連機関との連携や役割分担を明確にし、排ガス測定に関するコソボ側の体制構築を支援する。
- ウ. ダスト濃度、SO₂、NO_x濃度の代表的な測定点の特定を行う。(Kosovo A については、ボイラが 3 基、各ボイラに排ガスダクトが 3 本設置されている。ボイラ 3 基中 2 基が稼働しているため、少なくとも 2 基のボイラの代表点を特定する。Kosovo B については、ボイラが 2 基、各ボイラに排ガスダクトが 2 本設置されている。ボイラは常時稼働しているため、少なくとも 1 基のボイラの代表点を特定する。)
- エ. 火力発電所 (Kosovo A/Kosovo B) において煙道排ガス測定をコソボ側と実施する。
- オ. 連続分析計の測定 (特に SO₂) とデータ処理をコソボ側と実施する。(連続分析計の標準ガスによる零点及びスパン調整、データの取り込み、データ整理、グラフ化の実施)

⑧ キックオフミーティングの実施

内容については JICA と協議の上、決定するが、少なくとも以下の項目が想定される。

ア.(2) 現地派遣期間 ⑦の作業で測定したデータの結果を発表する。

イ.コソボ側の要請する技術移転項目を整理し、関連する日本の取組み事例を紹介する。

⑨ 現地調査結果を JICA バルカン事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間

- ① 事業事前評価表案 (和文、英文) の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せ等に出席し、調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書案 (和文) を作成し、全体の取り纏めに協力する。

以下、団員別の主な業務の記載：

「煙道排ガス測定 1、2」

- ・主として、上記 2.(3)期待される成果 1、3、4、6 に対応する関連分野、及び 6.(2)現地派遣期間⑦の煙道排ガス測定の技術的支援を担当する。期待される成果 2、7 については主担当団員の支援を行う。

「大型固定源対策/測定データ活用」

- ・主として、上記 2.(3)期待される成果 1、3、4 に対応する関連分野、及び 6.(2)現地派

遑期間⑦の煙道排ガス測定 of 技術的支援を担当する。期待される成果 2、3、5 については主担当団員の支援を行う。

「大気汚染対策 1 (大気環境測定/環境ラボ/モニタリングデータ管理・活用)」

・主として、上記 2.(3)期待される成果 5、6 に対応する関連分野を担当する。期待される成果 4、7 については主担当団員の支援を行う。

「大気汚染対策 2 (EI 構築/シミュレーションモデル/大気汚染対策評価)」

・主として、上記 2.(3)期待される成果 1、2、4、5、7 に対応する関連分野を担当する。期待される成果 3 については主担当団員の支援を行う。

別紙「団員別の主な業務表」参照

7. 成果品等

(1) 業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野) とする。

<報告書>

| レポート名 | 提出時期 | 部数等 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 業務計画書 (共通仕様書に基づく) | 契約締結日から起算 して 10 営業日以内 | 和文：3 部 電子データ (メール添付可) |
| 詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野) | 契約終了時 | 和文：3 部 CD-R 2 枚 |

(2) 報告書の体裁は簡易製本とする。

(3) 詳細計画策定調査報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA と受注者で協議、確認する。

- a) 詳細計画策定調査の概要 (調査方針・背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) キャパシティ・アセスメントの方法論、その評価結果、PDM への反映状況
- d) 詳細計画策定調査の成果、及び技術協力プロジェクトにかかる提言

添付資料

- ① PDM (案) (和文、英文)
- ② PO (案) (和文、英文)
- ③ 業務フローチャート

- ④ 専門家派遣実績
- ⑤ 主要会議事録等
- ⑥ 積算資料
- ⑦ 事業事前評価表（案）（和文、英文）
- ⑧ 質問票（英文）
- ⑨ キックオフミーティングで使用了たプレゼン資料
- ⑩ 排ガス測定データおよびその他の収集技術資料

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

業務予定期間（全体）：2016年10月上旬から2016年12月中旬まで

国内準備期間：2016年10月上旬

現地派遣期間：2016年10月中旬から11月下旬

帰国後整理期間：2016年11月下旬から2016年12月中旬

JICAからは「総括」及び「協力企画」計2名の団員の参加を想定しており、10月中旬から10日間程度の現地派遣を予定。

2. 業務量目途および業務従事者の構成（案）

(1)業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約 8.85M/M（内、現地 4.90M/M、国内 3.95M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント団員の配置を想定するが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

（ア）業務主任者/煙道排ガス測定 1（2号）

（イ）煙道排ガス測定 2

（ウ）大型固定発生源対策/測定データ活用（2号）

（エ）大気汚染対策 1（大気環境測定及び関連業務）

（オ）大気汚染対策 2（EI構築/シミュレーションモデル/大気汚染対策評価）

※業務主任者については上記5名のコンサルタントの中から、別の分野の業務従事者を提案することも可能とする。業務主任者はPDMの取り纏め及びコソボ側との調整を行う。

3. 参考資料

配布資料として、以下を配布する。

ア) 要請書（2015年7月）

イ) MOU (2016年3月)

ウ) 「コンボ国大気汚染対策アドバイザー業務事業完了報告書」(2016年5月)
(和文、英文)

エ) JICA 国際協力専門員作成コンボ国大気汚染対策アドバイザー業務・現地終了
時調査報告書(2016年5月)

オ) 上記エ)に関連する収集資料

4. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

5. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上